

WORK LIFE BALANCE ワークライフバランス

文部科学省は、5年ごとに「文部科学省女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための取組計画」を策定し、女性職員が働きやすく、ますます活躍できるような、また、男女問わず職員が責任と誇りを持って生き生きと働けるような環境作りに取り組んでいます。

ワークライフバランスを推進する各種支援制度・取組等（一部）

| | | 妊娠 | 出産 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 小学校就学前 |
|-------------|---|----|----|----|----|----|----------|
| 産前休暇 | 6週間以内に出産予定の女性職員が取得できます。 | | ■ | | | | |
| 産後休暇 | 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間に、女性職員が取得できます。 | | ■ | | | | |
| 配偶者出産休暇* | 妻の出産時の付き添い・入院補助等のために、男性職員が2日以内で取得できます。 | | ■ | | | | |
| 育児参加のための休暇* | 妻の産前産後期間中に、子を養育するため、男性職員が5日以内で取得できます。 | | ■ | | | | |
| 保育時間 | 生後1年未満の子の、授乳や託児所への送迎を行う場合に取得できます。 | | ■ | | | | |
| 育児休業 | 子を養育するため、子が3歳に達する日まで、一定期間休業することができます。 | | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| 育児短時間勤務 | 小学校就学前の子を養育するため、通常より短い勤務時間での勤務が認められます。 | | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| 育児時間 | 小学校就学前の子を養育するため、1日2時間以内で勤務しないことが認められます。 | | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| 休憩時間の短縮 | 小学校就学前の子を養育する職員、小学生の子を送迎する職員で公務の運営に支障がないと認められる場合は、休憩時間を短縮することができます。 | | ■ | ■ | ■ | ■ | ※小学校卒業まで |
| 早出遅出勤務 | 育児、介護、修学等のため、1日の勤務時間の長さを変えずに、始業・終業時刻を変更して勤務することができる制度です。 | | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| フレックスタイム制 | 総勤務時間数を変えないまま、始業・終業の時刻を自らのライフスタイルに合わせて柔軟に設定することのできる制度です。 | | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| テレワーク勤務 | ICTを活用し、自宅等において勤務することができる制度です。育児、介護のほか、ワークライフバランス実現のために利用することも可能です。 | | ■ | ■ | ■ | ■ | |

※この二つの休暇を合わせた「男の産休」をはじめとする、男性の育児参画に係る休暇の取得を促進しています。

※出産した女性は産後休暇終了後からの取得となります。